

住民登録
7月1日現在

前月比
人口 73,297 (-15)
(男 34,967)
(女 38,330)
世帯数 19,882 (+9)

広報 おおだて

8月号 (No. 205)

編集と発行 — 大館市役所
(電話) 42-1212
発行年月日 — 昭和49年8月1日
発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可 (1部5円)

(日本一)

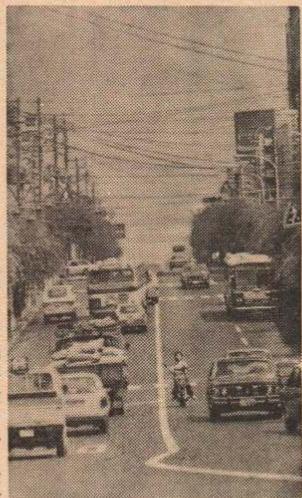
大文字焼と花火と歩行者天国

夏
8月6日



本市の夏まつりの最大の行事である「鳳凰山大文字焼き」も、年々その名声が高まってきたため、今年から東北の四大祭りに結びつけ、8月6日に実施することにしました。

今年の夏まつりは、大文字焼きを一層盛りあげるために、今までとちがった趣向をこらし、大町通りで市民待望の1日歩行者天国の実施にふみきり、この時間には大町通りで連合婦人会のご婦人たち1,000人による「大文字踊り」や子ども天国など、多彩な催し物を計画して、多くの観光客誘致をはかり、東北の夏まつり、とくに、その名が高まりつつある日本一大文字焼きを遠来の皆さんに十分観賞していただくことにしていま



1日歩行者天国

～大町中央通り (長倉町交差点～新町交差点)

鼓笛隊・ブラバン演奏 午前11時～11時20分
獅子舞 午前11時30分～12時
大館ばやし 午後1時～1時30分
大文字踊り 午後1時30分～2時
子ども天国 午後2時～3時
子どもの遊び用具がいっぱいデス

がらくたいち
雅楽多市 午後2時～3時

みちのく民謡競演会

無料

市民体育館 午後4時～6時

花火大会

下町橋上流 午後7時20分～9時

鳳凰山大文字焼

鳳凰山 午後8時点火(30分間)

行事案内



8月11日 県北青年相撲大会

有浦小学校 午前9時から

8月18日

市民盆踊り大会

19日

馬喰町通り 午後7時～10時

御成町2丁目営林署通り

公害防止条例 9月1日から施行

市民が健康で文化的な生活ができるよう、市では、さる4月1日に「公害防止条例」を公布しましたが、その後、環境保護課が中心となってこの規則の成案にとり組んでいたところ、このほどこの施行規則ができ、9月1日施行をメドに目下検討を重ねているところです。

公害防止条例の施行によって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等にそれぞれ規制基準が設けられ、これに従わない場合は罰則が科せられることになっており、市民の健康保持にそして、良好な環境保全のために制定されたこの公害防止条例の役割は非常に大きいものがあるとされています。

また、この条例、規則は、国の法律、県条例によって規制されたもののほかに市独自の規制を設けた点が注目されています。

目的

この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するために、公害防止がきわめて重要であることから、事業者、市および市民の責務を明らかにし、公害防止に関する必要な事項を定めながら、市民の健康の保持と良い環境を保全するための条例です。

公害とは

この条例による「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音振動、地盤の沈下、悪臭によって人の健康または良好な環境に係る被害が生ずることをいい、環境の中には、生活環境と自然環境を含む、としています。

市と市民の責務

市は、市民の健康を保護し、良好な環境を保全するため、国、県の公害防止に関する施策に合せ、公害防止の施策を策定して、これを実施する責務を有します。

ばい煙

粉じん

ばい煙は、燃料その他の物の燃焼に伴って発生する酸化物、電気の使用に伴って発生するばいじん。それに、人の健康や環境に被害が生ずる恐れのあるカドミウム、塩素、鉛などがばい煙として対象になります。

ばい煙発生施設としては、ボイラー、(伝熱面積、3m²以上7m²未満)、廃棄物焼却機(焼却能力が1時間当たり150kg未満)、オガライトの製造用の乾燥炉が対象とされます。

ばいじんの排出基準

[許容限度(%)]

①ボイラーで重油、その他0.30%の液体燃料を燃焼させるもの

②ボイラーのうち上記以外のもの

③廃棄物焼却機(炉)

④オガライト製造の乾燥炉

※許容限度——単位温度が0度で、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりのグラム数をいう。

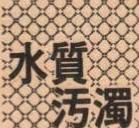
管理基準

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。
- ② 散水設備によって散水が行われていること。
- ③ 防じんカバーでおおわれていること。
- ④ 薬液の散布または表層の締固めが行われていること。

罰則

ばい煙、粉じん、水質、騒音等について、発生施設設置等の届け出をしなかった場合は、3万円以下の罰金が科せられることになります。

また、特定工場、特定建設作業にあたって勧告を受け、これに従わなかった場合は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられることになっています。



水質汚濁

水質の汚濁は大きな問題であり、とくに工場等から公共用水域に水を排出する場合は市長への届出が義務づけられています。

汚水、廃液の排出施設に該当するものとしては、水産物卸売市場の洗浄施設・給食業の施設・畜産施設と鶏糞の処理施設・し尿処理槽(500人未満)・洗車施設を有する駐車場などです。

排水基準

海域以外の公共用水域に排出させるもの

第1種水域 第2種、第3種水域以外の河川ならびにこれらの河川に流入する公共用水域

第2種水域 別所川、長木川(下町橋下流)引次川(長内沢川合流点下流)下内川(長面橋上流)大森川(花岡川合流点上流)

第3種水域 猿間川、旧大森川

<污水有害物質以外の汚染状態の排水基準>

項目	許容限度		
	第一種水域	第二種水域	第三種水域
水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 6.0mg	1ℓにつき 2.0mg
化学的酸素要求量	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 6.0mg	1ℓにつき 2.0mg
浮遊物質量	1ℓにつき 7.0mg	1ℓにつき 12.0mg	1ℓにつき 2.00mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 3.0mg	1ℓにつき 3.0mg
フェノール類含有量	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 2.0mg
銅含有量	1ℓにつき 0.1mg	1ℓにつき 0.5mg	1ℓにつき 2.0mg
亜鉛含有量	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg	1ℓにつき 5mg
溶解性鉄含有量	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg
溶解性マンガン含有量	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg	1ℓにつき 1.0mg
クロム含有量	1ℓにつき 2.0mg	1ℓにつき 2.0mg	1ℓにつき 2.0mg
フッソ含有量	1ℓにつき 1.5mg	1ℓにつき 1.5mg	1ℓにつき 1.5mg
大腸菌群数	1cm ² につき 3,000個	1cm ² につき 3,000個	1cm ² につき 3,000個

備考 この表に掲げる排水基準は、排水量の多少に拘らず適用する。

(拡声器使用制限の特例)

拡声器使用の公職選挙法に基づく選舉運動や祭り、盆踊り、運動会等の行事それに、拡声器を屋内で使用する場合は、使用の制限はないこと。

騒音

<住居・商業地域>

くい打機作業	85ホン以下
びょう打機作業	80ホン以下
※午前7時から翌日の午前7時までは作業制限。	

さく岩機・空気圧縮機・コンクリートプラント等	75ホン以下
※午後9時から翌日の午前6時まで作業制限。	

以上の音量測定の地点は、作業場所の敷地境界線から30m地点とする。

<工業地域>

くい打機作業	85ホン以下
びょう打機作業	80ホン以下
さく岩機作業・空気圧縮機・コンクリートプラント等の作業	75ホン以下

<特定工場等の騒音規制基準>

	(朝夕)	(昼)	(夜間)
住居専用地域	4.5ホン	5.0ホン	4.0ホン
住居地域	5.0ホン	5.5ホン	4.5ホン
商業地域	6.0ホン	6.5ホン	5.0ホン
工業地域	6.5ホン	7.0ホン	6.0ホン

秋田県農近ゼミ大会本市で開催

7月12日から2日間の日程で市民体育館を中心会場に、農業県秋田を担う若人のつどい「農業近代化ゼミナール大会」が、県内各市町村から約1千人が参加し開催されました。

大会は開会挨拶に続き、県知事が、「食糧基地秋田を目標に現状は、まだまだ楽観できない苦しい状況ではあるが、その苦難を乗り越え農業秋田のリーダーとして活躍してもらいたい」と激励の挨拶をし、続いて、近代化ゼミナール会長佐藤清春氏の熱のこもった感謝のことばがありました。大会も最高に盛り上った中で、この1年の間、秋田県農業のリーダーとして大きな功績をあげたかたがた・グループの表彰がおこなわれ大館からも秋田県青年農業賞優秀賞に稻作の余剰労働力を活用して、エノキダケの大規模企業経営に大きな功績をあげた虹川貞昌夫妻(市内高戸谷)が受賞され、また、營農研究グループとして功績のあった高杉英氏を中心とする稻作グループに優秀研修グループとして表彰されました。また、昨年度から農業ゼミナールを通じて結ばれた26組のカップルに



知事が一人一人に握手をされ、祝福の言葉を首に掛け、満場の拍手を浴びたのが印象的でした。

最後に、農業近代化ゼミナールの信条と大会のスローガンを確認し、大会のもうひとつの目的である民泊研修のために市内、鷹巣町、鹿角市、小坂町等に散って、今年の大会は盛況のうちに終りました。

市長と語る会

市民の要望やご意見を素直に市政に反映させ、皆んなの力で住みよい大館市をつくろうと、今年も新市内地区と東台地区で、「市長と語る会」が開かれます。

開催場所	月 日	開催地区
十二所公民館	8月 1日(木)	十二所
二井田公民館	7日(水)	二井田
真中公民館	12日(月)	真中
上川沿公民館	19日(月)	上川沿
下川沿公民館	21日(水)	下川沿
長木公民館	23日(金)	長木
花矢支所	26日(月)	花矢
東静園	28日(水)	東台
积迦内公民館	30日(金)	积迦内

*時間はいずれも午後2時~5時

農業

悪臭

農薬を取り扱う者は、住民の健康または良好な環境をそこなうことのないよう配慮しなければならぬ、市長は、農薬散布によって上記のおそれがあるときは、公害防止のため必要な措置を勧告することができることとした。

何人も住居が集合している地域で、悪臭を発生させてはならぬ、市長は、このようなおそれがあるときはその者に対して必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。

秋田県青年海外研修

大館から6人派遣

今年の「秋田県青年海外研修」に大館市から6人の青年を派遣することになりました。

海外研修の目的は、県内の青年を規律ある団体行動のもとにソビエト連邦共和国青年との親善交歓、文化の紹介、各地の視察、見学等を行い国際的視野を広め郷土秋田の建設に意欲をもつ中堅青年の育成を図ることが派遣の目的です。

県の選考で6人の青年が決まりましたが、青年たちは、8月13日、秋田港を出港し、8月26日、14日間の海外研修の旅を終え、秋田港に帰ってくる予定です。

<モスクワ・コース>

田中 厚君 (27才 青葉町)
中村 弘美君 (26才 稲田)
佐々木博夫君 (23才 中山)
仲沢 詳子さん (28才 二井田)
藤盛紀佐子さん (29才 花岡町)

<シベリア・コース>

佐藤 嘉忠君 (23才 横岩)

議会の活動

(49.6.16~49.7.10)

○教育産業常任委員会

6月25日 所管にかかる食肉センター大滝温泉循環式工事の現地調査をした。

7月9日 市立桂城幼稚園の建築設計について、当局の説明を受けたほか、閉会中審査を行ったところ、次の陳情は採択することとした。
(昭和48年) 陳情第2号桂高校跡地使用について
(城南小PTA)

○公害対策特別委員会

6月27、28日 市内で操業している同和松峯、深沢、积迦内、三菱松木の各駿山について、坑内探査現場等調査をしたほか、公害防止条例施行規則(案)について、当局の説明を受けた

○議会運営委員会

7月8日 東北市議会議長会主催にかかる海外行政視察について、協議した。

長木川クリーンアップ作戦



7月14日(日)青年会議所の主催による3回目の長木川クリーンアップ作戦が行なわれました。

今年は、過去2回のクリーンアップ作戦の成果が、市民の皆さんへ十分に行き渡りました。中学生、婦人会、青年サークル会員、一般市民など、昨年を大幅に上回る約3000人が参加し、下町橋・西大橋・東大橋の3カ

所を重点に午前8時30分頃に作業が開始されました。参加者の協力もあり、まだ長木川の汚れも思ったほどではなく、クリーンアップ作業も1時間位で終ってしまい、小・中学生は、少々物たりないよう見えた。

そこで、青年会議所では、本年度から新たな試みとして、大橋と西大橋の間に19カ所の花壇造りを計画し前もって準備していたサルビア、ケイトウ、マリーゴールドなどを約5千本植え、自らの手で植えた色とりどりの美しい花を見つめながら、長木川の美を願いクリーンアップ作戦は無事終了しました。

高年令者職業相談室を開設

高年令化社会の移行に対応し、高年令者の雇用対策を積極的に推進するため、本県では初めての高年令者職業相談室が本市に開設され、7月1日から業務を行っておりまます。55才以上の方で求職・求人を希望されている方は、気軽にご利用ください。

◇場所・市役所市民相談室

◇対象者・55才以上の高年令者

◇時間・午前8時30分~午後5時

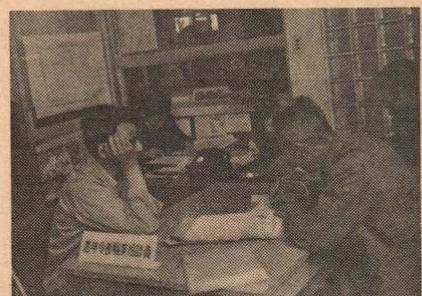


写真 好評をはくしている高年令者職業相談室

鉱害

鉱業を営む者は、地域住民の健康と良好な環境をそこなうことのないように特に配慮しなければならぬ、市長は、鉱害が発生したとき、または、そのおそれがあるときは鉱業を営む者に対して必要な措置をとるべきを勧告することとした。

届出

この条例によると、ばい煙、粉じん、の発生施設や汚水排出施設、騒音の特定施設の設置、特定建設作業の施行にあたっては所定の様式により市長へ届け出なければならないことになっています。

